

三鷹三田会テニス同好会会則

2020年4月1日改正

- | | | |
|---------|------|--|
| 第1
条 | (名称) | 本会は、三鷹三田会に属する一分科会であり、「三鷹三田会テニス同好会」と称す。 |
| 第2
条 | (目的) | 本会は、テニスを通じて三鷹三田会会員相互の親睦を図り、三鷹三田会の発展に寄与することを目的とする。 |
| 第3
条 | (会員) | <p>本会の会員は、本会の目的に賛同した正会員、家族会員、準会員および特別会員から成る。</p> <p>正会員とは、三鷹三田会の会員</p> <p>家族会員とは、正会員の配偶者およびその子供</p> <p>準会員とは、三鷹三田会に所属しない塾員およびその家族および役員会で承認した人(準会員は役員会で定めた人数以内とする)</p> <p>特別会員とは、役員会で承認した会に貢献のあるまたはあった人</p> |
| 第4
条 | (活動) | 本会は、その目的を達成するためにテニス例会、テニスクール、テニス合宿などの諸活動を行う。 |

第1条	(名称)	本会は、三鷹三田会に属する一分科会であり、「三鷹三田会テニス同好会」と称す。
第5条	(役員)	1. 本会の役員として、世話人、幹事、会計監事および顧問を置く。 (1) 世話人：原則、男女各1名とし、本会を代表する。任期は2年とするが再任を妨げない。なお、世話人は、三鷹三田会の役員を兼務する。 (2) 幹事：若干名。世話人は幹事若干名を選任する。任期は2年とするが再任を妨げない。 (3) 会計監事：毎年4月に前年度分の会計監査を行う。任期は2年とするが再任を妨げない。 (4) 顧問：本会を代表する世話人の経験者を本会の顧問とする。 2. 世話人、幹事、会計監事および顧問は役員会を構成し、本会の運営に当たる。
第6条	(会費)	1. 会員から所定の年会費を徴収する。特別会員は年会費を免除する。 徴収は年度初めの4月(上期)と10月(下期)に行なう。年会費は主に通信費、練習ボール代、資料代など本会運営の一般的経費に充当する。 2. テニス例会、テニススクールへの参加者から所定の参加費をその都度徴収する。 3. テニス合宿など、その他活動費は参加者からその都度徴収する。 4. 会費は世話人が管理し、年1回会員に収支報告する。 5. 会費を2年以上払ってない人は、自動的に会員資格を喪失する。

第1条 (名称) 本会は、三鷹三田会に属する一分科会であり、「三鷹三田会テニス同好会」と称す。

第7条 (事故)

1. コート内・外、プレイ中・待機中等の如何を問わず、例会、合宿、その他行事の参加中に生じた会員の怪我、他者への傷害、その他一切の事故について、本会は責任を問われないこととする。
2. 会員が例会、合宿、その他本会の行事に参加するため、車を運転し他の会員等を同乗させた場合、運転者の過失如何を問わず、同乗者に傷害、死亡等の事故があった際に、運転者及びその家族は、運転者の付保している保険の範囲を超えて責任を問われることは一切ないこととする。

第8条 (付則)

1. この会則に規定されてない事例発生の際は、役員会において協議し、適宜処理する。
2. 本会則は、正会員の過半数以上の承認を得て変更することができる。

第9条 (発効) この会則は2020年(令和2年)4月1日より発効する。 以上